

2・5 海洋汚染防止に関する問題

1. 改正 MARPOL 条約附属書 の採択

2003 年 9 月 27 日に発効した、船舶からのふん尿および汚水による海洋汚染の防止に関する MARPOL 条約附属書 の改正が、2004 年 4 月の IMO 第 51 回海洋環境保護委員会 (MEPC51) において採択され、2005 年 8 月 1 日に発効することとなった。

改正附属書 の主な改正点は次のとおり。

- (1) 適用船舶が総トン数 200 トン以上から 400 トン以上となった
- (2) 現存船に対する適用猶予期間が 10 年間から 5 年間となった
- (3) 排出海域について、領海の基線からの距離が 4 海里超から 3 海里超となった
- (4) 排出防止設備の一つである「粉碎および消毒装置」について、貯留タンクを併せて設置しなければならなくなった。

また、同改正附属書の国内担保として、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律に、同改正附属書の内容が盛り込まれ、2005 年 8 月 1 日に発効する予定である。

2. 統合ビルジシステム (IBTS) に関するガイドライン

IMO では、機関室およびタンカーの貨物倉からの不正な油の排出による海洋汚染の防止を図るため、油分と水分を分離するビルジセパレーターの性能基準について検討が行われてきた。2002 年 3 月の MEPC47 において、日本はビルジセパレーターの性能を向上しても、油水混合ビルジ処理の根本的な問題解決にはならないとして、機関室から発生する油水混合ビルジの量自体を極力抑えるシステムの概念について提案を行った。

同システムは、統合ビルジ処理システム (IBTS : Integrated Bilge water Treatment System) と呼ばれ、漏洩した海水あるいは清水などの油分を含まないビルジ (Clean Drain) と主機などの機器から漏洩した油を含んだ油水混合ビルジ (Oily Bilge) が混ざり合わないようなシステムとなっている。

2004 年 4 月の MEPC51 において、IBTS を MEPC Circular 235 (船舶の機関室内での油水の取り扱い方法に関するガイドライン) に組み入れることが承認され、2005 年 2 月の第 48 回設計設備小委員会 (DE48) から同 Circular の改正について検討が開始されることとなった。

同 Circular の改正については、2006 年 2 月の DE49 で最終化され、2006 年 10 月の MEPC55 で承認されることとなる。